

第 2 号

[2 月 8 日]

平成17年第1回
城里町議会臨時会会議録 第2号

平成17年2月8日 午前10時21分開議

1. 応招議員

1番	寺門博志君	22番	松崎信一君
2番	多田政士君	23番	小松崎三夫君
3番	阿久津則男君	24番	鯉渕秀雄君
4番	桐原健一君	25番	根本正典君
5番	所和明君	26番	大座畑洋二君
6番	飯村吉伊君	27番	森田勝一君
7番	小林祥宏君	28番	浅野壽一君
8番	小田部博夫君	29番	桧山年載君
9番	仲田澄雄君	30番	阿久津尚一君
10番	玉川台俊君	31番	小坏孝君
11番	南條治君	32番	小松文良君
12番	澤田豊一君	33番	清水進喜君
13番	金子栄治君	34番	小林宏君
14番	加藤文夫君	35番	福田定夫君
15番	杉山清君	36番	保坂藤吾君
16番	川井昇君	37番	宮本仁君
17番	藤咲徳治君	38番	石崎貞夫君
18番	佐藤國保君	39番	近澤定夫君
19番	羽根石栄一君	40番	篠田守君
20番	寺田和郎君	41番	関谷誠君
21番	三村由利子君	42番	阿久津堅次君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	寺門博志君	21番	三村由利子君
3番	阿久津則男君	22番	松崎信一君
4番	桐原健一君	24番	鯉渕秀雄君

5番	所 和 明 君	27番	森 田 勝 一 君
6番	飯 村 吉 伊 君	28番	浅 野 壽 一 君
7番	小 林 祥 宏 君	29番	桧 山 年 載 君
8番	小田部 博 夫 君	30番	阿久津 尚 一 君
9番	仲 田 澄 雄 君	31番	小 坏 孝 君
11番	南 條 治 君	32番	小 松 文 良 君
12番	澤 田 豊 一 君	33番	清 水 進 喜 君
13番	金 子 栄 治 君	34番	小 林 宏 君
14番	加 藤 文 夫 君	35番	福 田 定 夫 君
15番	杉 山 清 君	36番	保 坂 藤 吾 君
16番	川 井 昇 君	38番	石 崎 貞 夫 君
17番	藤 咲 徳 治 君	39番	近 澤 定 夫 君
18番	佐 藤 國 保 君	40番	篠 田 守 君
19番	羽根石 栄 一 君	41番	関 谷 誠 君
20番	寺 田 和 郎 君	42番	阿久津 堅 次 君

1. 欠席議員

2番	多 田 政 士 君	25番	根 本 正 典 君
10番	玉 川 台 俊 君	26番	大座畑 洋 二 君
23番	小松崎 三 夫 君	37番	宮 本 仁 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 職 務 執 行 者	阿久津 藤 男
教 育 長	森 木 義 男
町 長 公 室 長	富 永 郁 夫
総 務 課 長	森 島 哲 男
企 画 財 政 課 長	加藤木 昭 博
管 財 課 長	海 野 勝 美
税 務 課 長	加倉井 一 史
町 民 課 長	丹 下 栄 一
保 険 課 長	仲 田 政 男
健 康 福 祉 課 長	綿 引 昭 治
産 業 振 興 課 長	高 橋 洋 造
建 設 課 長 補 佐	仲 田 不 二 雄
都 市 計 画 課 長	杉 山 勝 男

下水道課長	小林修一
会計課長	小林陸春
下水道課長	阿久津和文
農業委員会事務局長	河原井宗蔵
教育委員会学校教育課長	所道彦
教育委員会生涯学習課長	岩下泉
桂支所長	谷津信雄
七会支所長	富田一郎
診療所事務長	盛田守

1. 職務のため出席した者の氏名

総務課付議会担当	田上勤
総務課付議会担当	菊地良子
総務課付議会担当	小林恵子
総務課付議会担当	鯉淵和己
総務課付議会担当	佐藤宰

1. 議事日程

議 事 日 程

平成17年2月8日(火曜日)

午前10時00分開会

(第1号)

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

(第2号)

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程第5 発議第1号 城里町議会委員会条例の制定について
- 日程第6 発議第2号 城里町議会事務局設置条例の制定について
- 日程第7 発議第3号 城里町議会会議規則の制定について
- 日程第8 発議第4号 城里町議会傍聴規則の制定について
- 日程第9 常任委員会委員の選任について

- 日程第10 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第11 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について
- 日程第12 承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて（城里町役場の位置を定める条例外 157件）
- 日程第13 承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて（平成16年度城里町一般会計暫定予算）
- 日程第14 承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（平成16年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算）
- 日程第15 承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成16年度城里町老人保健特別会計暫定予算）
- 日程第16 承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成16年度城里町介護保険特別会計暫定予算）
- 日程第17 承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成16年度城里町下水道事業特別会計暫定予算）
- 日程第18 承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成16年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算）
- 日程第19 承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて（平成16年度城里町簡易水道事業特別会計暫定予算）
- 日程第20 承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて（平成16年度城里町水道事業会計暫定予算）
- 日程第21 承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて（城里町指定金融機関の指定）
- 日程第22 承認第11号 専決処分第11号の承認を求めることについて（東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会への加入）
- 日程第23 承認第12号 専決処分第12号の承認を求めることについて（水戸地方広域市町村圏協議会への加入）
- 日程第24 承認第13号 専決処分第13号の承認を求めることについて（水戸地方広域市町村圏協議会構成市町村内の公の施設の広域利用に関する協議）
- 日程第25 承認第14号 専決処分第14号の承認を求めることについて（大宮地方広域組合市町内の公の施設の広域利用に関する協議）
- 日程第26 承認第15号 専決処分第15号の承認を求めることについて（水戸市への消防事務委託）
- 日程第27 承認第16号 専決処分第16号の承認を求めることについて（笠間地方広域事務組合への消防事務委託）

- 日程第28 承認第17号 専決処分第17号の承認を求めることについて（汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更）
- 日程第29 選挙第3号 城北地方広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第30 選挙第4号 大宮地方広域組合議会議員の選挙について
- 日程第31 選挙第5号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第32 選挙第6号 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第33 選挙第7号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙について
- 日程第34 報告第1号 平成16年度常北町一般会計補正予算の専決処分の報告について
- 日程第35 報告第2号 平成16年度常北町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の報告について

1. 本日の会議に付した事件

（第2号）

- 推薦第1号
- 承認第1号
- 承認第2号
- 承認第3号
- 承認第4号
- 承認第5号
- 承認第6号
- 承認第7号
- 承認第8号
- 承認第9号
- 承認第10号
- 承認第11号
- 承認第12号
- 承認第13号
- 承認第14号
- 承認第15号
- 承認第16号
- 承認第17号
- 選挙第3号
- 選挙第4号

選挙第 5 号
選挙第 6 号
選挙第 7 号
報告第 1 号
報告第 2 号

午前 10 時 21 分開議

議長（関谷 誠君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席を賜り、大変ご苦労さまでございます。

議員の出欠

議長（関谷 誠君） 続いて、出席議員数についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は36人です。2番多田政士君、10番玉川台俊君、23番小松崎三夫君、26番大座畑洋二君、37番宮本 仁君、前後しますけれども、25番根本正典君が欠席です。

開議の宣告

議長（関谷 誠君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長職務執行者、教育長、室長、課長、支所長、事務長、課長補佐が出席しております。

傍聴人はございません。

本日は、日程第11、推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてから再開いたします。

推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

議長（関谷 誠君） 日程第11、推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

推薦の方法は、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、推薦の方法は指名推選で行うことに決定しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名したいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

地方自治法第 117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、28番浅野壽一君、29番松山年載君、13番金子栄治君の議場退場を求めます。

〔28番浅野壽一君、29番松山年載君、13番金子栄治君退場〕

議長（関谷 誠君） それでは、農業委員会委員に、

城里町大字上泉 263番地、28番浅野壽一君。

城里町大字上坏 813番地、29番松山年載君。

城里町大字小勝 918番地、13番金子栄治君。

城里町大字磯野 215番地、富永トシイさん。

以上、4名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4名の諸君を農業委員会委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました4名の諸君を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。28番浅野壽一君、29番松山年載君、13番金子栄治君の議場入場を求めます。

〔28番浅野壽一君、29番松山年載君、13番金子栄治君入場〕

議長（関谷 誠君） ここで、ただいま推薦されました4名を代表いたしまして、28番浅野壽一君よりごあいさつをいただきます。

28番浅野壽一君。

〔28番浅野壽一君登壇〕

28番（浅野壽一君） ただいまは、農業委員会の方にご推薦をいただきありがとうございます。

農業、厳しい中でございますけれども、城里町の農業のために精いっぱい頑張っていきたいと思っております。今後ともよろしく願います。

どうもありがとうございました。（拍手）

承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて（城里町役場の位置を定める条例外157件）

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第12、承認第1号 専決処分第1号の承認を求める

ことについて（城里町役場の位置を定める条例外 157件）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者阿久津藤男君。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 平成17年第1回城里町議会臨時会に当たりまして、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについてであります。今般の常北町、桂村、七会村の新設合併により、城里町として即時施行の必要な城里町役場の位置を定める条例外 157本の条例を専決処分したものでございます。

以上、承認第1号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ、慎重にご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

質 疑

議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。

条例第1号 城里町役場の位置を定める条例ないし条例第158号 城里町物産センター「山桜」の設置及び管理に関する条例についての質疑を一括してお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより、承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて（城里町役場の位置を定める条例外 157件）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて（平成16年度城里町一般会計暫定予算）

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第13、承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて（平成16年度城里町一般会計暫定予算）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者阿久津藤男君。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについてであります。今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴う平成16年度城里町一般会計暫定予算を専決処分したものであります。

予算の総額を歳入歳出それぞれ39億 1,906万 7,000円としたものでございます。

以上、承認第2号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ、慎重にご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

質 疑

議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより、承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて（平成16年度城里町一般会計暫定予算）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（平成16年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算）

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第14、承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（平成16年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者阿久津藤男君。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについてであります。今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴う平成16年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算を専決処分したものでございます。

まず、事業勘定の予算の総額を歳入歳出それぞれ6億 1,771万 9,000円としたものであります。

次に、施設勘定の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億 2,564万 4,000円としたものでございます。

以上、承認第3号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ、慎重にご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

質 疑

議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。
以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより、承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（平成16年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成16年度城里町老人保健特別会計暫定予算）

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第15、承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成16年度城里町老人保健特別会計暫定予算）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者阿久津藤男君。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについてであります。今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴う平成16年度城里町老人保健特別会計暫定予算を専決処分したものでございます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ6億140万8,000円としたものでございます。

以上、承認第4号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ、慎重にご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

質 疑

議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより、承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成16年度城里町老人保健特別会計暫定予算）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成16年度城里町介護保険特別会計暫定予算）

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第16、承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成16年度城里町介護保険特別会計暫定予算）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者阿久津藤男君。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについてでございますが、今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴う平成16年度城里町介護保険特別会計暫定予算を専決処分したものであります。

予算の総額を歳入歳出それぞれ2億 1,328万 6,000円としたものでございます。

以上、承認第5号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ、慎重にご審議の上、ご承認

くださるようお願い申し上げます。

質 疑

議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより、承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成16年度城里町介護保険特別会計暫定予算）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成16年度城里町下水道事業特別会計暫定予算）

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第17、承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成16年度城里町下水道事業特別会計暫定予算）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者阿久津藤男君。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることに

ついてであります。今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴う平成16年度城里町下水道事業特別会計暫定予算を専決処分したものであります。

予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,972万4,000円としたものであります。

以上、承認第6号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ、慎重にご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

質 疑

議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより、承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成16年度城里町下水道事業特別会計暫定予算）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成16年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算）

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第18、承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成16年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算）を議題といたしま

す。

提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者阿久津藤男君。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについてであります。今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴う平成16年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算を専決処分したものでございます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,996万 6,000円としたものであります。

以上、承認第7号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ、慎重にご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

質 疑

議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより、承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成16年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

承認第 8 号 専決処分第 8 号の承認を求めることについて（平成 16 年度城里町簡易水道事業特別会計暫定予算）

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第 19、承認第 8 号 専決処分第 8 号の承認を求めることについて（平成 16 年度城里町簡易水道事業特別会計暫定予算）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者阿久津藤男君。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 承認第 8 号 専決処分第 8 号の承認を求めることについてであります。今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴う平成 16 年度城里町簡易水道事業特別会計暫定予算を専決処分したものであります。

予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,420 万 6,000 円としたものであります。

以上、承認第 8 号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ、慎重にご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

質 疑

議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより、承認第 8 号 専決処分第 8 号の承認を求めることについて（平成 16 年度城里町簡易水道事業特別会計暫定予算）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて（平成16年度城里町水道事業会計暫定予算）

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第20、承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて（平成16年度城里町水道事業会計暫定予算）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者阿久津藤男君。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについてであります。今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴う平成16年度城里町水道事業会計暫定予算を専決処分したものであります。

予算の内訳は、収益的収入で1億3,265万5,000円、収益的支出を1億7,619万7,000円とし、資本的収入で2億7,329万5,000円、資本的支出を2億7,098万3,000円としたものであります。

以上、承認第9号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ、慎重にご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

質 疑

議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより、承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて（平成16年度城里町水道事業会計暫定予算）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて（城里町指定金融機関の指定）

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第21、承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて（城里町指定金融機関の指定）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者阿久津藤男君。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについてであります。今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴う城里町指定金融機関の指定について専決処分したものであります。

指定金融機関として、水戸市南町2丁目5番5号、株式会社常陽銀行としたものであります。

以上、承認第10号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ、慎重にご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

質 疑

議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより、承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて（城里町指定金融機関の指定）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

承認第11号 専決処分第11号の承認を求めることについて（東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会への加入）

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第22、承認第11号 専決処分第11号の承認を求めることについて（東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会への加入）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者阿久津藤男君。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 承認第11号 専決処分第11号の承認を求めることについてであります。今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴い、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会へ城里町が加入することについて専決処分をしたものであります。

以上、承認第11号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ、慎重にご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

質 疑

議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより、承認第11号 専決処分第11号の承認を求めることについて（東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会への加入）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

承認第12号 専決処分第12号の承認を求めることについて（水戸地方広域市町村圏協議会への加入）

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第23、承認第12号 専決処分第12号の承認を求めることについて（水戸地方広域市町村圏協議会への加入）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者阿久津藤男君。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 承認第12号 専決処分第12号の承認を求めることについてでございますが、今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴い、水戸地方広域市町村圏協議会へ城里町が加入することについて専決処分をしたものであります。

以上、承認第12号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ、慎重にご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

質 疑

議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。
以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより、承認第12号 専決処分第12号の承認を求めることについて（水戸地方広域市町村圏協議会への加入）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

承認第13号 専決処分第13号の承認を求めることについて（水戸地方広域市町村圏協議会構成市町村内の公の施設の広域利用に関する協議）

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第24、承認第13号 専決処分第13号の承認を求めることについて（水戸地方広域市町村圏協議会構成市町村内の公の施設の広域利用に関する協議）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者阿久津藤男君。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 承認第13号 専決処分第13号の承認を求めることについてでございますが、今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴い、水戸地方広域市

町村圏協議会構成市町村内の公の施設の広域利用について、城里町民も公の施設の広域利用ができるよう専決処分をしたものであります。

以上、承認第13号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ、慎重にご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

質 疑

議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより、承認第13号 専決処分第13号の承認を求めることについて（水戸地方広域市町村圏協議会構成市町村内の公の施設の広域利用に関する協議）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

承認第14号 専決処分第14号の承認を求めることについて（大宮地方広域組合市町内の公の施設の広域利用に関する協議）

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第25、承認第14号 専決処分第14号の承認を求めることについて（大宮地方広域組合市町内の公の施設の広域利用に関する協議）を議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者阿久津藤男君。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 承認第14号 専決処分第14号の承認を求めることについてであります。今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴い、大宮地方広域組合市町内の公の施設の広域利用について、城里町民も公の施設の広域利用ができるよう専決処分をしたものであります。

以上、承認第14号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ、慎重にご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

質 疑

議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより、承認第14号 専決処分第14号の承認を求めることについて（大宮地方広域組合市町内の公の施設の広域利用に関する協議）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

承認第15号 専決処分第15号の承認を求めることについて（水戸市への消防事務委託）

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第26、承認第15号 専決処分第15号の承認を求めることについて（水戸市への消防事務委託）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者阿久津藤男君。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 承認第15号 専決処分第15号の承認を求めることについてであります。今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴い、城里町の旧常北町及び旧桂村の区域を水戸市に消防事務を委託することについて専決処分をしたものであります。

以上、承認第15号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ、慎重にご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

質 疑

議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより、承認第15号 専決処分第15号の承認を求めることについて（水戸市への消防事務委託）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

承認第16号 専決処分第16号の承認を求めることについて（笠間地方広域事務組合への消防事務委託）

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第27、承認第16号 専決処分第16号の承認を求めることについて（笠間地方広域事務組合への消防事務委託）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者阿久津藤男君。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 承認第16号 専決処分第16号の承認を求めることについてでございますが、今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴い、城里町の旧七会村の区域を笠間地方広域事務組合に消防事務を委託することについて専決処分をしたものであります。

以上、承認第16号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ、慎重にご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

質 疑

議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより、承認第16号 専決処分第16号の承認を求めることについて（笠間地方広域事務組合への消防事務委託）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

承認第17号 専決処分第17号の承認を求めることについて（汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更）

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第28、承認第17号 専決処分第17号の承認を求めることについて（汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者阿久津藤男君。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 承認第17号 専決処分第17号の承認を求めることについてであります。今般の水戸市と内原町の合併、常北町、桂村、七会村の新設合併に伴い、汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託構成市町村の変更について専決処分をしたものであります。

以上、承認第17号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ、慎重にご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

質 疑

議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより、承認第17号 専決処分第17号の承認を求めることについて（汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩いたします。

午前 11時08分休憩

午後 1時06分開議

議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

34番小林 宏君が早退をいたしました。

ここで、議案の一部を修正願います。

選挙第3号から選挙第7号までの当選日を2月7日から2月8日に修正願います。

選挙第3号 城北地方広域事務組合議会議員の選挙について

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第29、選挙第3号 城北地方広域事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

城北地方広域事務組合議会議員に、39番近澤定夫君、27番森田勝一君、24番鯉淵秀雄君、21番三村由利子君、16番川井 昇君、14番加藤文夫君、6番飯村吉伊君、以上、7名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した7名の諸君を城北地方広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました7名の諸君が城北地方広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、城北地方広域事務組合議会議員に当選された7名の諸君が議場におられます。

城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

総務課付議会担当をして当選の確定事項を告知させます。

議会担当。

〔総務課付議会担当田上 勤君登壇〕

総務課付議会担当（田上 勤君）

選挙第3号 城北地方広域事務組合議会議員の選挙について

城北地方広域事務組合同規約第5条の規定により、同組合の議会議員7人を選挙する。

平成17年2月7日提出

城 里 町 議 会

平成17年2月8日 次の者当選

城里町議会議長 関 谷 誠

住 所 城里町大字下赤沢 265番地の2

氏 名 近 澤 定 夫

生年月日 昭和16年9月16日

住 所 城里町大字北方2029番地

氏 名 森 田 勝 一

生年月日 昭和20年1月29日

住 所 城里町大字上古内 399番地

氏 名 鯉 淵 秀 雄

生年月日 昭和27年3月17日

住 所 城里町大字那珂西2132番地
氏 名 三 村 由利子
生年月日 昭和18年 6 月18日

住 所 城里町大字石塚1431番地
氏 名 川 井 昇
生年月日 昭和24年10月23日

住 所 城里町大字高根 423番地の 2
氏 名 加 藤 文 夫
生年月日 昭和25年 6 月17日

住 所 城里町大字上赤沢 359番地
氏 名 飯 村 吉 伊
生年月日 昭和17年 6 月20日

任 期 限 平成19年 1 月31日

選挙第 4 号 大宮地方広域組合議会議員の選挙について

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第30、選挙第 4 号 大宮地方広域組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しま

した。

大宮地方広域組合議会議員に、20番寺田和郎君、15番杉山 清君、11番南條 治君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した3名の諸君を大宮地方広域組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました3名の諸君が大宮地方広域組合議会議員に当選されました。

ただいま、大宮地方広域組合議会議員に当選された3名の諸君が議場におられます。

城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

総務課付議会担当をして当選の確定事項を告知させます。

議会担当。

〔総務課付議会担当田上 勤君登壇〕

総務課付議会担当（田上 勤君）

選挙第4号 大宮地方広域組合議会議員の選挙について

大宮地方広域組合規約第5条の規定により、同組合の議会議員3人を選挙する。

平成17年2月7日提出

城 里 町 議 会

平成17年2月8日 次の者当選

城里町議会議長 関 谷 誠

住 所 城里町大字上阿野沢 602番地の1

氏 名 寺 田 和 郎

生年月日 昭和9年5月17日

住 所 城里町大字栗 412番地

氏 名 杉 山 清

生年月日 昭和25年2月28日

住 所 城里町大字錫高野 761番地の6

氏 名 南 條 治

生年月日 昭和27年5月6日

任 期 限 平成19年1月31日

選挙第5号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第31、選挙第5号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

笠間地方広域事務組合議会議員に、9番仲田澄雄君、1番寺門博志君、以上、2名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました2名の諸君を笠間地方広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2名の諸君が笠間地方広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、笠間地方広域事務組合議会議員に当選された2名の諸君が議場におられます。

城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

総務課付議会担当をして当選の確定事項を告知させます。

議会担当。

〔総務課付議会担当田上 勤君登壇〕

総務課付議会担当（田上 勤君）

選挙第5号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について

笠間地方広域事務組合規約第5条の規定により、同組合の議会議員2人を選挙する。

平成17年2月7日提出

城 里 町 議 会

平成17年2月8日 次の者当選

城里町議会議長 関 谷 誠

住 所 城里町大字塩子1093番地

氏 名 仲 田 澄 雄

生年月日 昭和13年12月21日

住 所 城里町大字下古内 563番地の1

氏 名 寺 門 博 志

生年月日 昭和45年3月29日

任 期 限 平成19年1月31日

選挙第6号 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第32、選挙第6号 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員に、32番小松文良君、5番所 和明君、以上、2名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました2名の諸君を水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2名の諸君が水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選された2名の諸君が議場におられます。

城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

総務課付議会担当をして当選の確定事項を告知させます。

議会担当。

〔総務課付議会担当田上 勤君登壇〕

総務課付議会担当（田上 勤君）

選挙第6号 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
水戸地方広域市町村圏事務組合同規約第5条の規定により、同組合の議会議員2人を選挙する。

平成17年2月7日提出

城 里 町 議 会

平成17年2月8日 次の者当選

城里町議会議長 関 谷 誠

住 所 城里町大字阿波山2295番地

氏 名 小 松 文 良

生年月日 昭和26年1月11日

住 所 城里町大字下青山 508番地の3

氏 名 所 和 明

生年月日 昭和26年9月16日

任 期 限 平成19年1月31日

選挙第7号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙について

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第33、選挙第7号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

水戸地方農業共済事務組合議会議員に、36番保坂藤吾君、17番藤咲徳治君、8番小田部博夫君、以上、3名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました3名の諸君を水戸地方農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました3名の諸君が水戸地方農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、水戸地方農業共済事務組合議会議員に当選された3名の諸君が議場におられます。

城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

総務課付議会担当をして当選の確定事項を告知させます。

議会担当。

〔総務課付議会担当田上 勤君登壇〕

総務課付議会担当（田上 勤君）

選挙第7号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙について

水戸地方農業共済事務組合規約第5条の規定により、同組合の議会議員3人を選挙する。

平成17年2月7日提出

城 里 町 議 会

平成17年2月8日 次の者当選

城里町議会議長 関 谷 誠

住 所 城里町大字徳蔵1259番地の10

氏 名 保 坂 藤 吾

生年月日 大正15年5月14日

住 所 城里町大字石塚2394番地の28

氏 名 藤 咲 徳 治

生年月日 昭和20年11月18日

住 所 城里町大字下阿野沢 218番地の 4
氏 名 小田部 博 夫
生年月日 昭和15年 6 月15日

任 期 限 平成19年 1 月31日

報告第 1 号 平成 1 6 年度常北町一般会計補正予算の専決処分の報告について

報告第 2 号 平成 1 6 年度常北町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の報告について

議長（関谷 誠君） 続いて、日程第34、報告第 1 号ないし日程第35、報告第 2 号につきましては、後ほどご熟読をお願いいたします。

以上で、今臨時会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

町長職務執行者あいさつ

議長（関谷 誠君） ここで、町長職務執行者より、特に発言を求められておりますので、この際、これを許します。

町長職務執行者。

〔町長職務執行者阿久津藤男君登壇〕

町長職務執行者（阿久津藤男君） 平成17年第 1 回城里町臨時議会閉会に当たりごあいさつを申し上げます。

2月7日に開会いたしました第 1 回城里町臨時議会が本日をもって閉会となるわけですが、議員各位には、この間、慎重なるご審議を賜りましたこと衷心より厚くお礼を申し上げます。おかげをもちまして、提出いたしました全案件について原案のとおりお認めいただき、まことにありがとうございました。

今議会は、城里町となって初めての議会でありまして、歴史に残る 1 ページになるのではないかと考えておりますが、議会人事案件もありまして、議長に関谷 誠議員、副議長に清水進喜議員がなられ、心からお祝いを申し上げます。また、それぞれの常任委員会や広域の議員さんも決定し、名実ともに議会の新体制が発足したわけでありまして、改めて各議員さんに心からお祝いを申し上げたいと思います。

これまでの合併協議の成果を踏まえ、幹部職員一丸となって住民サービスがさらに進展できるよう新町建設に取り組んでまいりたいと思いますので、議員各位のご指導、ご協力を切にお願い申し上げます。

三寒四温の時期、議員各位にはご自愛くださいますようお願い申し上げます、城里町第1回臨時議会閉会のあいさつといたしたいと思います。

ありがとうございました。

議長あいさつ

議長（関谷 誠君） 閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、今期臨時会中、慎重に審議を賜り、ここに閉会できますことに対して心から感謝申し上げます。

町長職務執行者を初め執行部においては、本町発展のためにさらにご尽力賜りますようお願いいたしまして、閉会のあいさつといたします。

閉会の宣告

議長（関谷 誠君） 以上をもちまして、平成17年第1回城里町議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会臨時議長

城里町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員